

パブリックコメントの結果について

募集期間：平成26年12月15日～平成27年1月13日

応募件数：6件(1名)

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答																																													
1	ファックス	市内に住所がある人	<p>「弘前市地域包括支援センター運営協議会」の「設置要綱」や会議資料、会議記録など、市がどのように第三者機関を設置し、意見を聴取、行政に反映しているのかを識ることができる重要な情報や、地域包括支援センターがどのような基準で算定された委託料や条件で業務委託を受けているのか、弘前市の急激に進む高齢化の現状についての情報等々、謂わば意見を述べるための判断材料が十分に提供されないまま、単に条例による主な基準(案)だけを切り取った形で意見を求めているにすぎず、このような環境の下での意見募集のあり方や姿勢には大いに疑問があり、賛成できないものである。条例制定期限までの時間が迫ってきているとしても、そうした時間を見越した上で提案すべきであった。以上により、きちんとした判断材料を市民に示した上で、かつ、相応の期間を定めた上で本件意見募集はやり直すべきである。</p>	<p>地域包括支援センターの包括的支援事業の実施はこれまでは国の基準に基づき実施されてきており、地方分権の考え方に沿って、基準を自治体が条例化することが平成27年3月31日までにもとめられております。</p> <p>このため、第1回定例会に提案する予定で意見募集を行ったものです。</p>																																													
2	ファックス	市内に住所がある人	<p>・介護保険法施行規則第140条の66第1号に定める基準のうち「職員に係る基準及び当該職員の員数」について</p> <p>弘前市の日常生活圏域ごとの高齢者数 (平成25年度9月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日常生活圏域</th> <th>第一</th> <th>第二</th> <th>第三</th> <th>東部</th> <th>西部</th> <th>南部</th> <th>北部</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担当中学区</td> <td>第一中</td> <td>第二中</td> <td>第三中 南中 (※)</td> <td>東中 第五中</td> <td>津軽中 常盤野中 東目屋中</td> <td>第四中 南中(※) 石川中 相馬中</td> <td>裾野中 北辰中 新和中 船沢中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>25,309</td> <td>20,629</td> <td>32,895</td> <td>33,556</td> <td>13,192</td> <td>39,021</td> <td>15,434</td> <td>180,036</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>6,257</td> <td>5,973</td> <td>9,482</td> <td>7,029</td> <td>4,066</td> <td>11,652</td> <td>4,900</td> <td>49,359</td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>24.7</td> <td>29.0</td> <td>28.8</td> <td>20.9</td> <td>30.8</td> <td>29.9</td> <td>31.7</td> <td>27.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 南中学校区は、第三地域と南部地域にまたがっている。</p> <p>これによれば、弘前市における高齢化率は日常生活圏域別に20.9%～31.7%とばらつきがあり、平均27.4%となっている。また、65歳以上の高齢者数は4,066人～11,652人となっている。また、上表の日常生活圏域にはそれぞれに対応する担当センターが設置されている。</p>	日常生活圏域	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部	合計	担当中学区	第一中	第二中	第三中 南中 (※)	東中 第五中	津軽中 常盤野中 東目屋中	第四中 南中(※) 石川中 相馬中	裾野中 北辰中 新和中 船沢中		人口	25,309	20,629	32,895	33,556	13,192	39,021	15,434	180,036	65歳以上	6,257	5,973	9,482	7,029	4,066	11,652	4,900	49,359	高齢化率	24.7	29.0	28.8	20.9	30.8	29.9	31.7	27.4	<p>国の地方分権一括法の中では法施行規則第140条の66第1号に定める基準「職員に係る基準及び職員の員数」については「従うべき基準」としており、異なる内容を定めることは許されておらず、基準に沿って定めることとしております。当市においては、7つの圏域間で65歳以上の人口に差があるため、平成25年度より圏域の見直し等について検討しました。</p> <p>その結果、圏域数は7つを保持することとしておりますが、65歳以上人口が8,000人を超えた圏域については委託費用を考慮することとしております。</p>
日常生活圏域	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部	合計																																									
担当中学区	第一中	第二中	第三中 南中 (※)	東中 第五中	津軽中 常盤野中 東目屋中	第四中 南中(※) 石川中 相馬中	裾野中 北辰中 新和中 船沢中																																										
人口	25,309	20,629	32,895	33,556	13,192	39,021	15,434	180,036																																									
65歳以上	6,257	5,973	9,482	7,029	4,066	11,652	4,900	49,359																																									
高齢化率	24.7	29.0	28.8	20.9	30.8	29.9	31.7	27.4																																									

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
2	ファックス	市内に住所がある人	<p>・職員の員数等</p> <p>介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イに係る「条例の規定内容」「主な具体的項目」においては「一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数」と原則的に定めているが、「第一号被保険者の数」だけを見ても「おおむね三千人以上六千人未満」と極めて大雑把であり、三千人と六千人とでは対象となる第一号被保険者数だけをとってみても倍の差がある。</p> <p>弘前市の現状と今後についてみると、各日常生活圏域における高齢者人口は、7 圏域中 4 圏域で六千人を超えており、こうした各日常生活圏域における高齢者人口や、さらに今後急速に進む高齢化への対応、求められる地域包括ケアシステムの構築と運営を支えることなど、今後具体化される高齢者福祉・介護保険事業計画をも踏まえ、それら社会的要請と計画を実現するのにふさわしい職員数を増員して配置することができるよう、条例と施行規則において明確に位置づけすべきである。また、併せてそれを可能とするための財政的な裏付けを行なうべきである。以上のような事情を全く考慮せず、単に職員配置数だけを条例において定めるとするのは正鵠を欠く議論というほかなく、ましてや包括支援センターにおける労働者の労働環境、有能な人員の確保にも悪影響を及ぼしかねない。</p>	
3	ファックス	市内に住所がある人	<p>・介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号に定める基準について</p> <p>センターでは市の業務委託を受けているのにもかかわらず、その担当する日常生活圏域に在住する高齢者の名簿を市から入手できない状況にあるという。</p> <p>これではセンターが日常的に「各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等、対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導」くための業務に支障をきたす蓋然性が極めて高いものと推量される。センターならびにセンター職員への守秘義務が課せられていることを前提として、センターならびにセンター職員が日常的な業務展開を円滑におこなうことができるよう条例においても個人情報の提供・運用について明確に位置づけられたい。</p>	<p>個人情報の提供・運用の規定については慎重な取り扱いが必要ですので、今後とも適正な運用をして参ります。</p>

番号	応募方法	募集要件	意見等	回答
4	ファックス	市内に住所がある人	<p>センターへの業務委託費がどのような算定基準で支払われているのか、業務委託費の内訳ならびに業務委託契約内容そのものも不明ではあるが、委託費のみではセンターを維持することができず、多くがセンター設置法人の持ち出しを余儀なくされ、そのことが所謂利用者の「囲い込み」の遠因として伺われるという指摘もある。センターの利用対象者は、本市に在住する65歳以上の高齢者のみならずその家族も含まれていること、ならびに高齢化が急速に進行し、今後強力に求められる地域包括ケアシステムの構築を考慮すると、それらをきちんと支えられる体制が構築できるよう、業務委託契約に当たっては別途公契約条例などの制定と併せ、弘前市からの業務委託により、センターで働く方々の賃金が低く抑えられてしまうことがないように必要な人件費の保障等も位置づけられたい。</p>	<p>人件費等の内容について条例へ盛り込むことは適当でないと考えております。</p> <p>また、委託料については適正に積算しております。</p>
5	ファックス	市内に住所がある人	<p>「各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが出来るように」配慮することは大事なことではあるが、一方では基本的人権としての転居・居住の自由が脅かされないよう、また、「自立」についても強要されることにつながらないように配慮されたい。</p>	<p>介護保険法の主旨に沿って運用してまいります。</p>
6	ファックス	市内に住所がある人	<p>センターの運営について「適切、公正かつ中立な運営を確保すること」を義務付けることは必要なことではあり、その運営については既に「弘前市地域包括支援センター運営要綱」が定められ、運用されているところである。今回、条例において「当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて」という文言をわざわざ入れ込むことの必然性・理由が不明である。また、同運営要綱と地域包括支援センター運営協議会の意見との関わりも判然としない。</p> <p>同要綱第6条では「センターは、その運営に関する事項について、弘前市地域包括支援センター運営協議会に報告し、業務の実施状況について、評価を受けるものとする。」とだけ定めているにもかかわらず、前記のとおり要綱ではなく条例において新たに「当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。」と定め、センターに対し運営協議会の意見を踏まえることを前提として義務付けることとなれば、センター独自に職員らが協力して、地域高齢者のためにするネットワークづくりや業務に対し、運営協議会が介入できる権限・余地を新たに与えることになりかねない。</p> <p>以上のことからこの項は削除すべきである。</p>	<p>地域包括支援センターの運営は平成19年4月より開始されましたが、その際に、国から示された「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日)(地方自治法第245条4第1項の技術的助言)に基づいて市においても運営要綱を定めております。</p> <p>国の上記「設置運営について」の地域包括支援センター運営協議会の項において「センターは市町村が設置した運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。」としております。</p> <p>これらのことから、当運営協議会はセンターの円滑かつ適正な運営を図るため、公平な意見を述べる役割も持っているものと考えております。</p>